

(第1面)

県外産業廃棄物の循環的な利用に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事

殿



協議者 住所 愛媛県四国中央市金生町下分 2102番地の1
 氏名 金生商事株式会社
 代表取締役 藤川 聖
 電話番号 0896-56-2220

循環利用計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		令和5年7月5日	5循環第76843号	
変更事項		変更前	変更後	
循環利用計画の変更の内容	循環的な利用の目的	紙おむつの製品くず又は不良品の再生利用	変更なし	
	循環的な利用の方法	再使用・再生利用・熱回収	再使用・再生利用・熱回収	
	循環的な利用の概要	紙おむつの製品くず又は不良品(廃プラスチック類、紙くずの混合物)を圧縮処理し、紙製猫砂の原料として中間処理する。	変更なし	
	事業場の所在地	香川県観音寺市豊浜町箕浦字大西甲 2518 番地 3	変更なし	
	規則第6条第2項に規定する協議の適用の有無	有・無	有・無	
	県外産業廃棄物	一般的な名称	紙おむつの製品くず又は不良品	変更なし
		種類	廃プラスチック、紙くず	変更なし
		性状	固形状	変更なし
		1年当たりの最大取扱量	630t/年	変更なし
	県外排出事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	別紙のとおり	別紙のとおり
住所又は所在地		別紙のとおり	別紙のとおり	
排出事業場		名称	別紙のとおり	別紙のとおり
		所在地	別紙のとおり	別紙のとおり

(第2面)

変更事項		変更前	変更後	
循環利用計画の変更の内容	施設の種類及び設置場所	圧縮施設 香川県観音寺市豊浜町箕浦字大西甲 2518 番地 3	変更なし	
	施設の処理能力	圧縮施設 32.0 t/日 (8時間)	変更なし	
	施設の位置、処理方式、構造及び設備	香川県観音寺市豊浜町箕浦字大西甲 2518 番地 3 圧縮処理 圧縮施設 32.0 t/日 (8時間)	変更なし	
	循環的な利用に伴い生ずる排ガス及び排水	量	水、ガス等は発生しないため該当なし	変更なし
		処理方法 (排出の方法 (排出口の位置、排出先等を含む。)) を含む。)	水、ガス等は発生しないため該当なし	変更なし
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	水、ガス等は発生しないため該当なし	変更なし	
	その他循環利用施設の構造等に関する事項	圧縮施設の振動、騒音が若干考えられるが、圧縮物が紙おむつくず等柔らかいもののため、振動、騒音が少なく、また、無指定の工業団地で有蓋施設内にあり、近隣に民家がないので影響はないと考えられる。	変更なし	
	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	水、ガス等は発生しないため該当なし	変更なし	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	水、ガス等は発生しないため該当なし	変更なし	
	その他循環利用施設の維持管理に関する事項	圧縮施設は定期点検マニュアルに従い点検を行い、不具合があれば機械製造会社に連絡して即日修理を行う。	変更なし	
放射性物質及びこれによって汚染された物の処理	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
県内で生じた廃棄物の循環的な利用の見込み (その種類、性状及び1年当たりの最大取扱量を記載すること。)	・ 紙おむつ及び生理用品の製品くず又は不良品 ・ 固形状 ・ 150 t/年	変更なし		

変 更 事 項			変 更 前	変 更 後	
循環 利用 計画 の 変 更 の 内 容	再 使 用 又 は 再 生 利 用 の 場 合	再 生 品	種 類	紙製猫砂	変更なし
			性 状	固形状	変更なし
			1年当たりの最大製造量	7,680 t/年	変更なし
		再生品の性状に適合する日本工業規格その他の規格がある場合には、その名称及び内容		特になし	変更なし
		再生品の利用又は取引の見込み		圧縮加工して有価で販売	変更なし
	循環的な利用に伴い生ずる廃棄物	一般的な名称	なし	変更なし	
		種 類	なし	変更なし	
		性 状	なし	変更なし	
		1年当たりの最大発生量	なし	変更なし	
		処 分 方 法	なし	変更なし	
県外産業廃棄物の種類又は性状を変更する場合には、変更後の循環的な利用又はそれに相当する行為の業務経歴			該当なし		
変 更 予 定 年 月 日			通知が下がり次第。		
変 更 の 理 由			排出事業場を追加するため。		
規則第6条第2項に規定する協議の適用が有る場合					
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			該当なし		
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			該当なし		
参 考 事 項					

備考

- 1 県外産業廃棄物の性状については、県外産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 その他循環利用施設の維持管理に関する事項については、循環利用施設において異常な事態が生じた場合の連絡体制を含めて記載してください。
- 3 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、第1面及び第3面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

別紙

変更事項		変更前	変更後
県 外 排 出 業 者	氏名又は名称 及び代表者の 氏名	ユニ・チャーム株式会社 代表取締役 高原 豪久	変更なし
		アイム株式会社 代表取締役 石川 健太郎	変更なし
	住所又は所在地	東京都港区三田三丁目5番27号	東京都港区三田三丁目5番19号
		愛媛県四国中央市土居町津根 2304 番地	変更なし
排出事業場 名称	① 岐阜精工株式会社本社工場 ② 岐阜精工株式会社大垣工場 ③ 株式会社瑞光新本社工場 ④ 株式会社瑞光中工場 ⑤ 株式会社瑞光鶴野工場 ⑥ 株式会社瑞光中島工場R ⑦ 株式会社瑞光大東市工場R ⑧ 株式会社大昌鉄工所（金生工場） ⑨ 株式会社大昌鉄工所（川之江工場） ⑩ ウダカエンジニアリング株式会社 ⑪ アイム株式会社倉敷工場	① 岐阜精工株式会社本社工場 ② 岐阜精工株式会社大垣工場 ③ 株式会社瑞光新本社工場 ④ 株式会社瑞光中工場 ⑤ 株式会社瑞光鶴野工場 ⑥ 株式会社瑞光中島工場R ⑦ 株式会社瑞光大東市工場R ⑧ 株式会社大昌鉄工所（金生工場） ⑨ 株式会社大昌鉄工所（川之江工場） ⑩ ウダカエンジニアリング株式会社 ⑪ <u>ユニ・チャーム国光ノンウーヴン株式会社</u> ⑫ アイム株式会社倉敷工場	
排出事業場 所在地	① 岐阜県安八郡安八町南條 1290-1 ② 岐阜県大垣市外渚 2 丁目 177 番地 ③ 大阪府茨木市彩都はなだ 2-1-2 ④ 大阪府摂津市鳥飼中 2-2-36 ⑤ 大阪府摂津市鶴野 3-2-1 ⑥ 大阪府大阪市西淀川区中島 2-9-105 ⑦ 大阪府大東市新田中町 1-29 ⑧ 愛媛県四国中央市金生町下分 200-1、211、210-1、918-1、922-1 ⑨ 愛媛県四国中央市川之江町 910、906-1 ⑩ 愛媛県四国中央市川之江町 577 ⑪ 岡山県倉敷市玉島乙島字新湊 8263-8	① 岐阜県安八郡安八町南條 1290-1 ② 岐阜県大垣市外渚 2 丁目 177 番地 ③ 大阪府茨木市彩都はなだ 2-1-2 ④ 大阪府摂津市鳥飼中 2-2-36 ⑤ 大阪府摂津市鶴野 3-2-1 ⑥ 大阪府大阪市西淀川区中島 2-9-105 ⑦ 大阪府大東市新田中町 1-29 ⑧ 愛媛県四国中央市金生町下分 200-1、211、210-1、918-1、922-1 ⑨ 愛媛県四国中央市川之江町 910、906-1 ⑩ 愛媛県四国中央市川之江町 577 ⑪ <u>愛媛県四国中央市川之江町 4087-24</u> ⑫ 岡山県倉敷市玉島乙島字新湊 8263-8	

※変更後の下線分は、変更分を表示しています。

別紙

変更事項	変更前	変更後
<p>県外産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路</p>	<p>岐阜精工株式会社本社工場及び大垣工場、株式会社瑞光中工場、鶴野工場、中島工場R及び大東市工場Rの各事業場から、平ボディ又はウイングトラックに積み込み、最寄りインターチェンジから高速道路に入り、山陽自動車道から瀬戸中央自動車道、高松自動車道を経由し大野原インターチェンジで降りて国道11号線を走行して金生商事株式会社箕浦工場まで陸送する。</p> <p>ユニ・チャーム株式会社、株式会社大昌鉄工所の金生工場及び川之江工場、ウダカエンジニアリング株式会社から、平ボディ又はウイングトラックに積み込み国道11号線を走行して金生商事株式会社箕浦工場まで陸送する。</p> <p>アイム株式会社倉敷工場から国道430号線を走行し、瀬戸中央自動車道児島インターチェンジより瀬戸中央自動車道に入り、下り車線を走行して坂出インターチェンジで降り国道11号線に接続後下り車線を走行して金生商事株式会社箕浦工場まで陸送する。</p> <p>株式会社瑞光新本社工場から市道等を走行し茨城千提寺インターチェンジより新名神高速道路、山陽自動車道、瀬戸中央自動車道を経由し、大野原インターチェンジで降りて国道11号線を走行して金生商事株式会社箕浦工場まで陸送する。</p>	<p>岐阜精工株式会社本社工場及び大垣工場、株式会社瑞光中工場、鶴野工場、中島工場R及び大東市工場Rの各事業場から、平ボディ又はウイングトラックに積み込み、最寄りインターチェンジから高速道路に入り、山陽自動車道から瀬戸中央自動車道、高松自動車道を経由し大野原インターチェンジで降りて国道11号線を走行して金生商事株式会社箕浦工場まで陸送する。</p> <p>ユニ・チャーム株式会社、株式会社大昌鉄工所の金生工場及び川之江工場、ウダカエンジニアリング株式会社、<u>ユニ・チャーム国光ノンウーヴン株式会社</u>から、平ボディ又はウイングトラックに積み込み国道11号線を走行して金生商事株式会社箕浦工場まで陸送する。</p> <p>アイム株式会社倉敷工場から国道430号線を走行し、瀬戸中央自動車道児島インターチェンジより瀬戸中央自動車道に入り、下り車線を走行して坂出インターチェンジで降り国道11号線に接続後下り車線を走行して金生商事株式会社箕浦工場まで陸送する。</p> <p>株式会社瑞光新本社工場から市道等を走行し茨城千提寺インターチェンジより新名神高速道路、山陽自動車道、瀬戸中央自動車道を経由し、大野原インターチェンジで降りて国道11号線を走行して金生商事株式会社箕浦工場まで陸送する。</p>

※変更後の下線分は、変更分を表示しています。